

千葉県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成31年3月1日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社 三喜	千葉県市原市五所 1352-3	介護サービス友乃 家 千葉東事業所	千葉市若葉区高品 町1591-5 (株)三恭ビル1階	平成31年2月28日
株式会社 レイ クス21	東京都中央区京橋 1-11-8	プラチナ・ケアプ ランサービスセン ターいなげ	千葉市稲毛区山王 町103-4	平成31年2月28日
株式会社 YO U	埼玉県ふじみ野市 苗間291-2	富家リハビリセン ター花見川	千葉市花見川区千 種町87	平成31年1月31日